

# 調理師の皆さまへ大切なお知らせです

**働く調理師は、就業届を出すよう法律で定められています。**

どのような届出制度なの？

調理師法第5条の2に定められている制度です。調理の業務に従事する調理師は、「2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。」とされています。

■届出が必要な方 次の店舗又は給食施設等で調理業務に従事している調理師

- ◎ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設
- ◎ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業のうち、いずれかの許可を取っている店舗等
- ◎ 上記の他、多数の人に対して飲食物を調理して供与している場所

■届出の方法 ① 裏面の記入欄に平成30年12月31日(月)現在の状況を記入します。  
② 郵送又は持参により、平成31年1月15日(火)までに勤務先を所管する保健所(山鹿保健所を除く)、勤務先が熊本市の方は熊本市保健所、勤務先が山鹿市の方は山鹿市役所に提出してください。

※下記提出先参照

(複数の届出はまとめて提出可。用紙が不足する場合は、以下に御連絡いただくかコピーして使用して下さい。)

■提出先・お問い合わせ先

勤務先の住所	提出窓口	窓口の所在地	窓口の電話番号
熊本市	熊本市保健所 (ウエルパルクまもと4階)	〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1	096-364-3188
荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町	有明保健所	〒865-0016 玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184
山鹿市	山鹿市役所 (福祉課)	〒861-0592 山鹿市山鹿987-3	0968-43-1167
菊池市、合志市、大津町、菊陽町	菊池保健所	〒861-1331 菊池市隈府1272-10	0968-25-4138
阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村	阿蘇保健所	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-24-9036
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	御船保健所	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見400	096-282-0016
宇土市、宇城市、美里町	宇城保健所	〒869-0532 宇城市松橋町久具400-1	0964-32-1207
八代市、氷川町	八代保健所	〒866-8555 八代市西片町1660	0965-33-3229
水俣市、芦北町、津奈木町	水俣保健所	〒867-0061 水俣市八幡町2-2-13	0966-63-4104
人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	人吉保健所	〒868-8503 人吉市西間下町86-1	0966-22-3107
天草市、上天草市、苓北町	天草保健所	〒863-0013 天草市今釜新町3530	0969-23-0172

※この届出用紙は、熊本県内で働いている調理師専用です。(裏面が届出用紙となっています。)

熊本県健康福祉部

# 調理師業務従事者届

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

調理師法第5条の2に基づき、以下のとおり届け出ます。

ふりがな					
氏名		性別	男・女	年齢	歳
本籍地 都道府県名 (国籍)					
住所 ※郵便物が届くところ	〒				
電話番号 ※携帯電話番号可					
調理師名簿 登録 ※免許証記載事項	登録を受けた 都道府県名		登録番号	第	号
	登録年月日	昭和	年	月	日
業務に従事 する場所	1. 寄宿舍		8. 飲食店営業		
	2. 学校 (学校給食センターを含む)		9. 魚介類販売業		
	3. 病院		10. そうざい製造業		
	4. 事業所		11. その他 (自衛隊、一般給食センター、 診療所等)		
5. 社会福祉施設					
6. 介護老人保健施設					
7. 矯正施設					
所在地					
電話番号					
名称					
備考					

※平成30年12月31日現在の状況を上の枠内に記入のうえ、該当する番号を○で囲んでください。

■業務に従事する場所の選び方：以下を参考とし、どれにもあてはまらない場合は「11. その他」として下さい。

1. 寄宿舍：学生又は労働者を寄宿させる施設
2. 学校：幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
4. 事業所：事業所（会社、工場、事業場、官公署、その他の事業所）
5. 社会福祉施設：助産施設、保育所（認可）、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、身体障害者福祉センター 等
7. 矯正施設：刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所
8. 飲食店営業：食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、カフェ、バー、レストラン、キャバレー等

◎上記の番号は、記入欄「業務に従事する場所」の各施設又は店舗等の番号に対応しています。